

霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に存在する老朽危険空き家等の解体撤去を促進することにより、市民にとっての安心安全な生活環境の確保及びその改善並びに地域の活性化を図るため、霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 老朽危険空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で、倒壊するおそれがあるなど保安上著しく危険な状態にあるもの。この場合において、次のいずれかに該当する空家等を除く。
 - ア 抵当権その他の担保物権又は賃借権等が設定されているもの
 - イ 火災その他の災害を起因として空家等となったもの
- (2) 解体撤去業者 次に掲げる要件のいずれをも満たす市内に本店を有する事業者
 - ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けていること。
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する許可を受けていること。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、本市

の区域内に存する老朽危険空き家等のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第8条に規定する補助金の交付決定日時点において、補助対象建築物の解体撤去工事（以下「解体撤去工事」という。）に着手していないこと。
- (2) 補助金の交付を申請する年度中に解体撤去工事の完了が見込まれること。
- (3) この告示に基づく補助金のほかに、解体撤去工事に関して他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (4) 公共事業による移転等に伴う補償の対象となっていないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付を申請する日において、本市の市税等を滞納していない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者（補助対象建築物の登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者に限る。）又はその相続人（以下「所有者等」という。）
- (2) 所有者等から解体撤去工事を行うことについて委任を受けた者
- (3) その他市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることはできない。

- (1) 補助対象建築物が共有物であり、解体撤去工事を行うことについて共有者全員の同意を得ていない者
- (2) 所有者等と補助対象建築物が所在する土地の所有者とが異なる場合において、解体撤去工事を行うことについて当該土地の所有者の同意を得ていない者
- (3) 不動産の販売又は貸付け（駐車場等の貸付けを含む。）を業とする者で、当該業を営むために必要とする解体撤去工事を行うもの
- (4) その他市長が適当でないと認める者

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象者が解体撤去業者に依頼する解体撤去工事（次項により算定される額が30万円以上のものに限る。以下「補助対象工事」という。）とする。

2 補助対象工事の経費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 総工事費から建築物の解体撤去に要しない経費（家財道具、機械、車両等の移転又は処分費用等をいう。）を除いた額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）
- (2) 解体撤去工事に付随して行う必要があると認められる工事等の経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号により算出した額のいずれか低い方の3分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とし、30万円を上限とする。

- (1) 第5条第2項の規定により算定された補助対象工事の経費
- (2) 住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日国住整第38-2号)第4第1項第1号に規定する標準除却費(買収費及び通常損失補償費を除く。)

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、解体撤去工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去工事実施計画書(第2号様式)
- (2) 補助対象建築物の位置図、配置図及び平面図(延べ面積を確認できるものに限る。)
- (3) 補助対象工事の経費を確認することができる工事見積書
- (4) 解体撤去工事着手前の現況写真
- (5) 補助対象建築物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書(未登記物件に限る。)
- (6) 第4条第1項第1号の規定により相続人が申請するときは、相続人であることを確認できる書類
- (7) 第4条第1項第2号の規定により受任者が申請するときは、委任状
- (8) 市税等納付状況調査同意書(第3号様式)又は市税等を滞納していないことを示す証明書
- (9) 誓約書(第4号様式)
- (10) 補助対象建築物が共有物であるときは、確約書(第5号様式)
- (11) 所有者等と補助対象建築物が所在する土地の所有者が異なるときは、同意書(第6号様式)
- (12) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは補助金交付決定通知書(第7号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の変更)

第9条 前条の規定により補助金交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象工事の内容等を変更しようとするときは、補助金変更交付申請書(第9号様式)に変更の内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の補助金変更交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の変更交付をすることを決定したときは補助金変更交付決定通知書（第 10 号様式）により、補助金の変更交付をしないことを決定したときは補助金変更不交付決定通知書（第 11 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助対象工事の中止）

第 10 条 補助事業者は、補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに解体撤去工事中止届（第 12 号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助対象工事を完了した日から 1 か月以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（第 13 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去工事に係る請負契約書の写し
- (2) 領収書など解体撤去工事に係る費用を支出したことを証する書類の写し
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- (4) 解体撤去工事施工中及び解体撤去工事完了写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う現地実地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、当該交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知は、補助金等確定通知書（第 14 号様式。以下「確定通知書」という。）によりこれを行うものとする。

（補助金の交付請求）

第 13 条 補助事業者は、前項の確定通知書を受領したときは、補助金の交付の請求をすることができる。

2 補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、補助金交付請求書（第 15 号様式）を市長に提出しなければならない。

（土地の所有者の責務）

第 14 条 補助金の交付を受けて解体撤去された老朽危険空き家等が所在した土地の所有者は、解体撤去工事が完了した日以降において、当該土地を適切に管理しなければならない。

（補助金の交付決定の取り消し又は返還）

第 15 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の

返還を求めることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。

(2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象工事の実施について不正の行為をしたとき。

(3) 前2号に掲げるほか、この告示の規定に違反する行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを決定したときは、補助金交付取消し通知書（第16号様式）により補助事業者に対して通知しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（霧島市危険廃屋解体撤去工事補助金交付要綱の廃止）

2 霧島市危険廃屋解体撤去工事補助金交付要綱（平成23年告示第86号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の前日までに、廃止前の霧島市危険廃屋解体撤去工事補助金交付要綱の規定に基づき申請され、又は交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

霧島市長 様

申請者 住所
氏名
電話

印

補助金交付申請書

霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の名称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業	
補助対象建築物の所有者	住所	
	氏名	
補助対象建築物の所在地	霧島市	
構造、床面積等	構造	
	床面積	
	建築年	
補助を受けたい内容		
交付申請額	円	
解体撤去後の跡地の利用方法		
添付書類	<input type="checkbox"/> 解体撤去工事实施計画書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の位置図、配置図及び平面図（延べ面積を確認できるものに限る。） <input type="checkbox"/> 補助対象工事の経費を確認することができる工事見積書 <input type="checkbox"/> 解体撤去工事着手前の現況写真 <input type="checkbox"/> 補助対象建築物の登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項の証明書（未登記物件に限る。） <input type="checkbox"/> 第4条第1項第1号の規定により相続人が申請するときは、相続人であることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 委任状（第4条第1項第2号の規定により受任者が申請するとき） <input type="checkbox"/> 市税等納付状況調査同意書（第3号様式）又は市税等を滞納していないことを示す証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書（第4号様式） <input type="checkbox"/> 補助対象建築物が共有物であるときは、確約書（第5号様式） <input type="checkbox"/> 同意書（第6号様式）（所有者等と補助対象建築物が所在する土地の所有者が異なるとき） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

解体撤去工事実施計画書

1 所在地 霧島市 _____

2 解体撤去工事を行う建物の概要

所有者:

申請者との関係:

用途:

(併用部分がある場合はその具体的用途: _____)

延べ面積: _____ m²

構造: 木造 ・ 非木造 (_____ 造)

階数:

建築年度: _____ 年度 (_____ 頃・ 以前)

3 解体撤去工事を行う施工者の概要

会社名:

代表者名:

所在地:

電話番号:

建設業の場合: _____ 大臣 知事 (_____ - _____) _____ 号

(_____ 工事業)

解体工事業の場合: _____ 知事 _____ 号

4 補助対象経費

①	補助対象工事に要した費用の総額	円 (消費税込)
②	標準除却費単価	円/m ²
③	延べ面積	m ²
④	標準除却費 (②×③)	円
⑤	交付基礎額 (①と④のいずれか低い額)	円
⑥	補助基本額 (⑤×1/3 1,000円未満切り捨て)	円
⑦	補助金申請額 (⑥と30万円のいずれか低い額)	円

5 解体撤去工事の予定期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日

6 添付書類

ア 施工者の建設業の許可通知書または解体工事業の登録通知書の写し

イ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

第3号様式(第7条関係)

市税等納付状況調査同意書

年 月 日

霧島市長 様

住 所

氏 名

印

霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金の交付申請にあたり、私に係る霧島市市税等の納付状況について、霧島市が職権で調査することに同意します。

誓約書

私は、霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金の交付申請に当たり、次に掲げる事項について誓約します。なお、この告示の規定に違反したときは、霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金の交付の決定を取り消されても異議はありません。

1. 補助金の申請に偽りはないこと。
2. 補助対象建築物の解体撤去後の跡地について、適正に管理すること。また、跡地利用については、申請時の計画どおりに速やかに履行すること。
3. この告示の規定に基づく指示に従うこと。

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住所
氏名

印

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

霧島市長 様

申請者 住所
氏名

印

確約書

下記の補助対象建築物の解体撤去工事について、他の所有者等から同意を得て、私が霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金の交付の申請及び受領等一切の手続を行います。このことについて、万が一、他の所有者等から異議があった場合、私が責任をもってこれを解決することを確約します。

記

補助対象物の所在地：霧島市

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

霧島市長 様

（土地所有者）

住 所

氏 名

電話番号

印

同 意 書

私が所有する土地（霧島市_____）にある家屋につきまして、解体及び撤去することに同意いたします。また、解体撤去工事完了の日以後、当該土地を適切に管理します。

第7号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

霧島市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補助事業の名称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業
交付決定額	円
交付決定の内容	
補助対象建築物の所在地	
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
交付の条件	・補助対象建築物を解体撤去した後の土地については、適切に管理すること。
注意事項	(1) 補助事業の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命じることがあります。 (2) 補助対象工事の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書(第9号様式)に必要な書類を添えて提出してください。 (3) 補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに解体撤去工事中止届(第12号様式)を提出してください。 (4) 補助対象工事が完了したときは、完了の日から1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金実績報告書(第13号様式)に必要な書類を添えて提出してください。

第8号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

霧島市長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金の
交付申請については、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

補助事業の名称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業
補助対象建築物 の所在地	霧島市
不交付の理由	

第9号様式(第9条関係)

年 月 日

霧島市長 様

補助事業者 住所

氏名

印

補助金変更交付申請書

霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 番 号	第 号
補 助 事 業 の 名 称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業		
事 業 額 変 更 の 内 容	変更前	円	
	増 減	円	
	変更後	円	
変 更 の 理 由			
添 付 書 類			

第 10 号様式(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

様

霧島市長



補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金の交付については、申請のとおり変更を承認し、決定したので通知します。

補 助 事 業 の 名 称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業
交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第 11 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

霧島市長



補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金
変更交付申請については、次のとおり変更して交付しないことを決定したので通知します。

補 助 事 業 の 名 称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業
変 更 不 交 付 の 理 由	

霧島市長 様

補助事業者 住所

氏名



解体撤去工事中止届

霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次の理由により補助対象工事を中止することとしたため、届け出ます。

補 助 事 業 の 名 称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業
交 付 決 定 の 内 容	
補助対象建築物の所在地	霧島市
工 事 予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日
交 付 決 定 額	円
事業を中止する理由	

第 13 号様式(第 11 条関係)

年 月 日

霧島市長 様

補助事業者 住所

氏名

印

補助金実績報告書

霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 番 号	第 号
補 助 事 業 の 名 称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業		
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日	年 月 日		
補 助 事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日		
補助対象工事に要した費用の 総 額			
交 付 決 定 額		円	
解 体 撤 去 後 の 跡 地 の 利 用 方 法			
関 係 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 解体撤去工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 支出証拠書類の写し <input type="checkbox"/> 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し <input type="checkbox"/> 工事施工中及び工事完了写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

第 14 号様式(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

霧島市長



補助金等確定通知書

年 月 日付けで報告のあった霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金については、次のとおり確定したので、霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	決 定 番 号	第 号
補 助 事 業 の 名 称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業		
交 付 決 定 額	円		
交 付 確 定 額	円		

第 15 号様式(第 13 条関係)

年 月 日

霧島市長 様

交付決定者 住所

氏名



電話

補助金交付請求書

霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

交 付 確 定 年 月 日	年 月 日	確 定 番 号	第 号
補 助 事 業 の 名 称	霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助事業		
交 付 確 定 額	円		
補 助 金 請 求 額	円		

振込口座

銀 行 名	
口 座 の 種 類	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義 人	

第 16 号様式(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

霧島市長



補助金交付取消し通知書

年 月 日付けで交付決定した霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金については、下記のとおり交付決定を取り消すことを決定したので霧島市老朽危険空き家等解体撤去工事補助金交付要綱第15条第2項の規定により通知します。

なお、このことに伴い、下記のとおり補助金の（全部・一部）の返還を命じます。

記

1 取り消す理由

2 取り消す交付決定の内容

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 既交付決定額 | 円 |
| (2) 既交付額 | 円 |
| (3) 取消金額 | 円 |
| (4) 取消金額の返還期限 | 年 月 日 |